
第 5 部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに収められず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行业者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (7) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (8) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

「災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生の

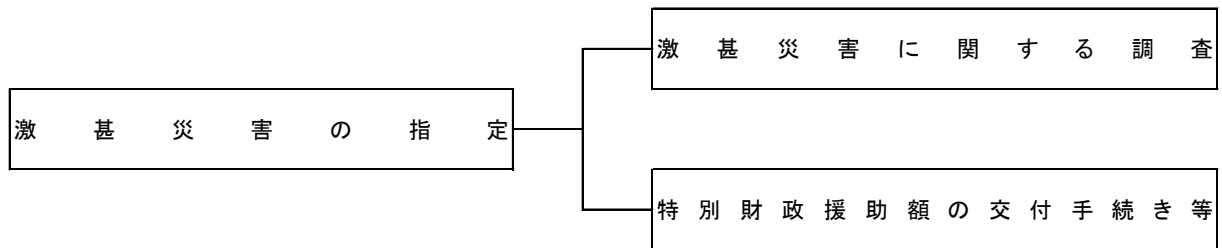
都度、検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道・農業集落排水施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

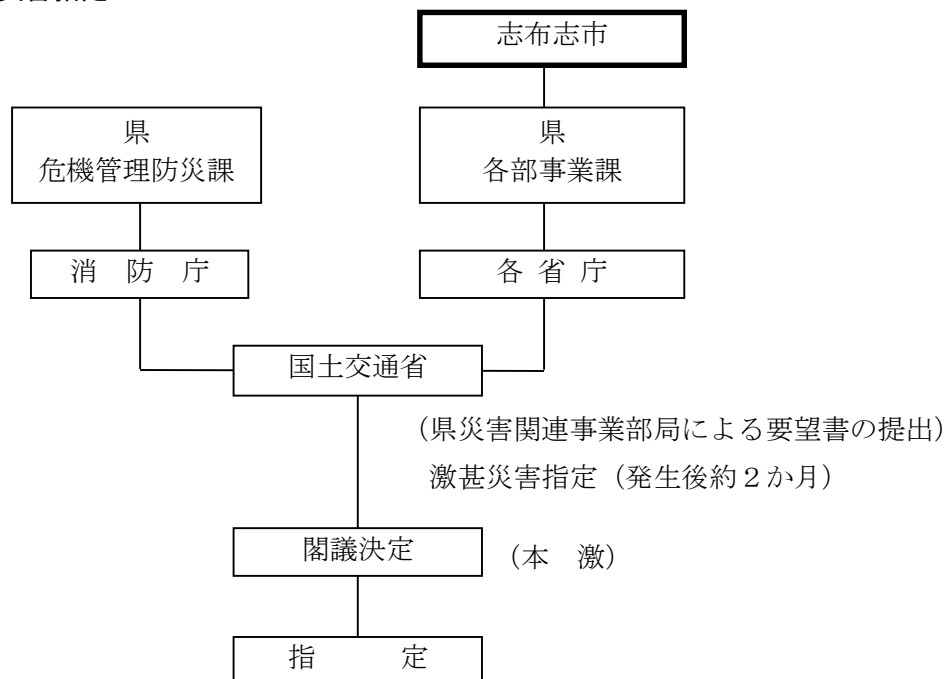
第2節 激甚災害の指定



第1 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、災害の状況を速やかに県に報告する。

図 激甚災害指定フロー



第2 特別財政援助額の交付手続き等

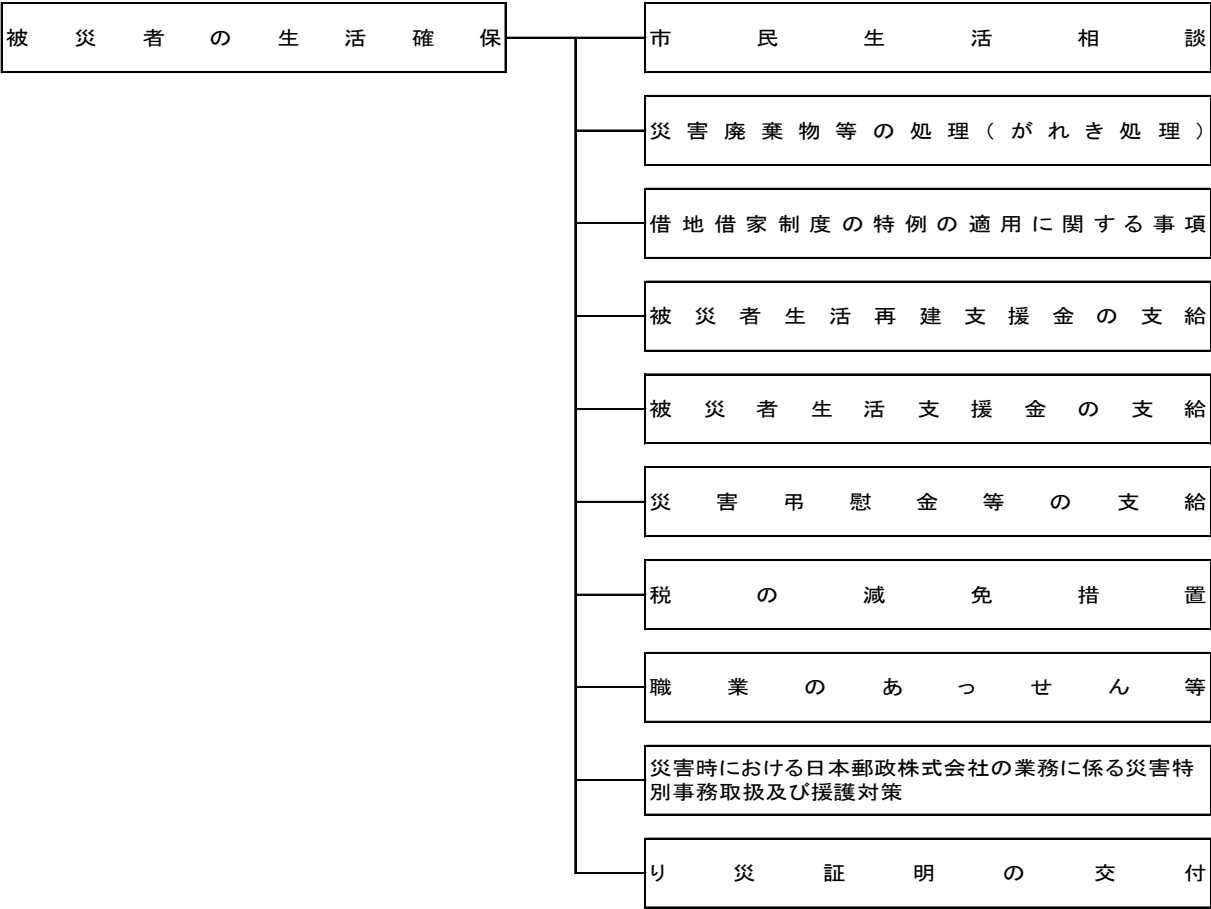
市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する必要がある。



第1 市民生活相談

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

市の行う生活相談は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

市は、がれきの処理処分方法を確認する。市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、市は、県及び環境省の支援を得て、県内の他市町村及び県外に仮置場、最終処分地を確保する。

2 リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、市のがれき処理計画も踏まえ、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化を図る。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

がれき処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 計画的ながれき処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市は、がれきの処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や市のがれき処理計画も踏まえ、定める。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市及び県は、市のがれき処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

(1) 市は、国土交通大臣に対し、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合、所要の申請を行うものとする。

- (2) 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

ア	市の面積
イ	り災土地の面積
ウ	市の建物戸数
エ	滅失戸数
オ	災害の状況
カ	その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）
対 象 災 害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）
対 象 世 帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

区 分	支 給 の 内 容 等				
	(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)				
支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)				
	住宅の 被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大模半壊 対象世帯の(4)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)				
	住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、 合計で200(又は100)万円				
申請先	県(市町村経由)				

第5 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対し、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を、市町村を通じて支給する。

対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯数	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、(1)の支給対象者は除く (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金(支給限度額は300万円)の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)、(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記(4)については、1世帯(1事業者)当たり50万円

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、条例の定めるところにより、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 市の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……………500万円 その他の場合……………250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 市の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	(1) 両目が失明したもの (2) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひじ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの

区 分	支 給 の 内 容 等
	(9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合……………250万円 その他の場合……………125万円

3 小災害り災者に対する見舞金の支給

市内で発生した災害救助法の適用に至らない小規模な火災・風水害の被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給する。金額は、災害により受けた被害の種類及び程度に応じて、それぞれ次のとおりとなる。

被害の種類及び程度	給付単位	弔慰金、見舞金の限度額
死亡	1人当たり	150,000円
住家の全壊	1世帯につき	100,000円
住居の半壊	1世帯につき	50,000円
住居の床上浸水	1世帯につき	30,000円

4 県の災害弔慰金・見舞金の支給

(1) 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く）。
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

(2) 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害（(1)災害に該当するものを除く） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害による全滅、流出又は埋没した世帯の

	世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予等

- (1) 市長は、地方税法第15条の規定に基づき、市税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。

◇地方税法

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号の一に該当する事実と類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日）から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。

4 地方団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。前三項の申請につき徴収の猶予又は期間の延長を認めないときも、また同様とする。

- (2) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

◇地方税法

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

2 税の減免

市長は、市税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

第8 職業のあっせん等

1 職業のあっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

第9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の

郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施するものとする。

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第10 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第11 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、国及び県は市の活動の支援に努めるものとする。

第12 罹災証明の交付

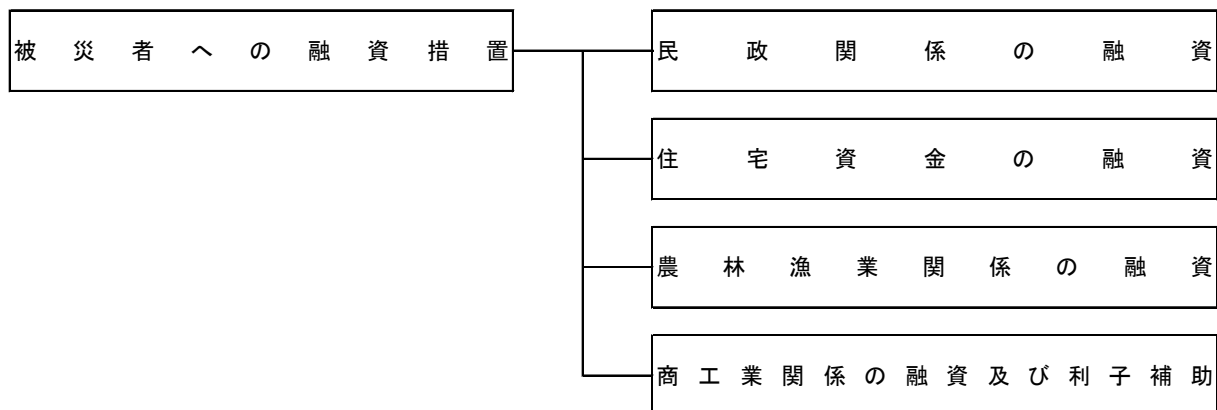
市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第2節 被災者への融資措置



第1 民政関係の融資

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手續及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ借入申込書に連帯保証人1名以上の承認を受け、市社会福祉協議会へ提出する。市社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間（6か年以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
貸付金原資の負担割合	国2/3、県1/3
貸付申し込み受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担 保
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に約1ヶ月以上かかること)	ア 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 % 据置期間中は無利子	10年以内 据置期間を含む	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦 原則として元利均等償還	連帯保証人
	イ 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000					
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養期間が約1ヶ月かからない場合も含む)	ア 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	イ 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) (特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	エ 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」・・・家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」・・・被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

表 融資の概要

区分	融資の内容等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 イ 面積要件なし。 ウ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 エ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 オ 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。 カ 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (2) 補修の基準 ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 イ 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 ウ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 エ 建築基準法の規定に適合すること。 オ 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。 カ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によるり災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は他人（親族等）に無

	償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 (3) 償還能力を有する者であること。
貸付の条件	(1) 建設・購入の場合 ア 貸付限度額 機構の貸付限度額による。 住宅建設資金 土地取得あり（工事費の100%融資） 土地取得なし（工事費の100%融資） 住宅購入資金 （購入費の100%融資） イ 貸付利率 機構の貸付利率による。 ウ 償還期間 機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 エ 償還方法 機構の償還方法及び条件による。 (2) 補修の場合 ア 貸付限度額 機構の貸付限度額による。 住宅補修資金 （工事費の100%融資） イ 貸付利率 機構の貸付利率による。 ウ 償還期間 機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 エ 償還方法 機構の償還方法及び条件による。
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

表 融資の概要

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件 その他	災害復興住宅に同じ。

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金および事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	ア 被害農業者（農業を主な業務とする者…年間総所得の5割以上を農業所得に依存） （ア）天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨の市長の認定を受けた者 （イ）天災により果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けた者 イ 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者 ウ 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者。 エ 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の市長の認定を受けた者 オ 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用

区分	融資の内容等
	種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市長の認定を受けた者 カ 特別被害漁業者 被害漁業者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市長の認定を受けた者
貸付利率	ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者年3%以内 イ 開拓者又は天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者.....年5.5%以内 ウ その他.....年6.5%以内
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）

区分	融資の内容等					
貸付の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
			貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
			A%	B万円個人 （）は法人	A%	B万円個人 （）は法人
	農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500(2, 500)	80	600(2, 500)
		一般農業者	45	200(2, 000)	60	250(2, 000)
	開拓者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500(2, 500)	80	600(2, 500)
		一般農業者	45	200(2, 000)	60	250(2, 000)
	林業者		45	200(2, 000)	60	250(2, 000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5, 000	80	5, 000
		漁船建造・取得資金	80	500(2, 500)	80	600(2, 500)
		水産動植物養殖資金	50	500(2, 500)	60	600(2, 500)
		一般漁業者	50	200(2, 000)	60	250(2, 000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内，ただし，連合会については，5,000万円以内（激甚法適用の場合は 5,000万円以内，ただし，連合会については，7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫資金による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

(令和6年8月20日現在)

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額	融資 率 (%)
			償還期 間	うち据 置期間		
農林漁業セ ーフティネ ット資金	農林漁業経営の再 建・維持安定費	0.70	5	3	一般 600 (特認：年間経営費 等の12分の6)	—
		0.95	10			
		1.25	15			
農業基盤整 備基金	農地、牧野の保全又 はその利用上必要な 施設の復旧費	0.70	5	10	(下限 50)	100
		0.95	10			
		1.25	15			
		1.40	25			
農林漁業施設費	主務大 臣指定 施設	0.70	5	3	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 (20t未満)	80
		0.95	10			
		1.25	15			
		1.40	(果樹の改植 又は補植) 25	(果樹の改植 又は補植) 10		
	共同利 用施設	0.70	5	3	(下限 10)	80
		0.95	10			
		1.25	15			
漁業基盤整 備資金	漁港	1.40	20	3	(下限 10)	80
	漁場整 備	1.40	20	3	(下限 10)	80
林業基盤整 備資金	林道	0.70 ～ 1.40	20 (特認 25)	3 (特認 7)	(下限 10)	80
	樹苗養 成施設	0.70 ～ 1.25	15	5	(下限 10)	80

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 鹿児島県の緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企

業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者 : 県内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害による被害を受けた者に限る。）

イ 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者。（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

ウ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

エ 知事が特別に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額 : 運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間 : 運転設備資金 7年以内（据置2年以内）

設備資金 10年以内（据置3年以内）

融資利率 : 1年以内 年1.6%

1年超3年以内 年1.8%

3年超5年以内 年1.9%

5年超7年以内 年2.1%

7年超10年以内 年2.2%

信用保証 : 鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率 : 融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0%～年1.40%

※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 0.1%割引

連帯保証人 : 保証機関の定めるところによる

担保 : 保証機関の定めるところによる

申込み先 : 各商工会議所、商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取扱金融機関 : 鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類 : 当該災害により被害を受けたことの市長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

(令和6年7月1日現在)

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被害事業者及び間接被害事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10年以内 設備 15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10年以内 設備 20年以内
据置措置	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、閣議決定に基づき特別利率を適用される場合があります。	各融資制度に定められた額	プライムレート
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認してください。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (激甚災害保証の場合は、別枠)
保証期間	運転資金 15年以内、設備資金 20年以内

	(激甚災害保証の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要(法人の場合は代表者)・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%(激甚災害保証の場合年0.87%)

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1)担保の提供がある事業者(一部制度は対象外)
- (2)会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者が災害復旧のために借り入れた株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の資金又は県・市の制度資金(中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。)について、利子補助を行う市に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害(激甚災害、災害救助法、被災者生活再建支援法適用災害)において被災した者が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間(概ね6ヶ月以内)に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※災害復旧資金：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の資金又は県(緊急災害対策資金)・市の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下	年1.80%
融資額200万円超600万円以下	年1.35%
融資額600万円超1,500万円以下	年0.90%

※補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市(商工団体経由の市町村もあり)

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの市長、消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・市長が必要と認める書類